

## 住んでよし しずおか木の家推進事業取扱要領

制定	平成27年4月1日	静岡県森林組合連合会
改正	平成27年6月1日	静岡県森林組合連合会
改正	平成27年8月7日	静岡県森林組合連合会
改正	平成28年7月29日	静岡県森林組合連合会
改正	平成30年3月22日	静岡県森林組合連合会
改正	平成31年3月13日	静岡県森林組合連合会

### 第1 趣旨

静岡県森林組合連合会（以下、「県森連」という。）が行う、住んでよし しずおか木の家推進事業及びその事務手続き等については、次に定めるところによる。

### 第2 住んでよし しずおか木の家推進事業

#### (1) 定義

住んでよし しずおか木の家推進事業費補助金交付要綱（平成23年3月31日付け農林第446号静岡県経済産業部長通知）のとおりとする。

#### (2) しずおか木の家及びリフォームの基準

住んでよし しずおか木の家推進事業実施要領（平成23年3月31日付け農林第447号静岡県経済産業部長通知）のとおりとする。

#### (3) 補助額

下表のとおりとする。

補助の対象		補助率（額）
事業の区分	経費	
住んでよし しずおか木の家 推進事業	施主が行う、しずおか木の家 の取得及び既存住宅のリフォームに 要する経費	1棟につき、しずおか優良木材等の使用量に応じて以下の区分に掲げる金額を上限とする。 (1) 新築及び増改築 2～10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 未満 6万円 10～15 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 未満 13万円 15～20 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 未満 21万円 20 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以上 30万円 (2) リフォーム 10～20 <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 未満 3万円 20 <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 以上 7万円

### 第3 募集方法等

#### (1) 方法

あらかじめ年間の募集期間を設定し、補助金は、予算の範囲内において申請書の受付順で交付する。

#### (2) 変更

県森連は、必要と認められる場合は、あらかじめ知事に協議の上、募集方法等を変更できるものとする。

#### 第4 交付要件

補助金の交付の対象となる者は、別表1に掲げる要件をすべて満たす者とする。

#### 第5 建売住宅を交付対象とする場合（しずおか木の家の証明）

- (1) 建売住宅の新築を交付対象物件としたい住宅生産者は、当該住宅の上棟2週間前まで（製品認証が必要な場合は1ヶ月前まで）にしずおか木の家証明申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添付し、県森連へ提出する。
- (2) 住宅生産者は、しずおか優良木材等を使った部分の施工完了後、10日以内に施工完了届（様式第2号）に別表2に掲げる書類を添付し、県森連へ提出する。
- (3) 県森連は、書類内容の確認及び必要に応じ実施する現地確認検査のうえ、実施要領に定める「しずおか木の家」基準に合致すると認められる場合は、しずおか木の家証明書（様式第3号）を交付するものとする。

#### 第6 交付申請及び交付決定

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、補助金交付申請書（注文住宅の場合 様式第4号、建売住宅の場合 様式第5号、リフォームの場合 様式第6号）に別表3に掲げる書類を添付し、原則として次に定める時期までに県森連へ直接持参又は郵送により提出する。
  - ア 注文住宅の新築・増改築にあつては、上棟予定日の2週間前まで（製品認証が必要な場合は1ヶ月前まで）
  - イ 建売住宅の新築にあつては、実施要領に定める「しずおか木の家」を購入し、売買契約締結後1ヶ月以内まで
  - ウ リフォームにあつては、工事着工の2週間前まで
- (2) 県森連は、(1)より提出された書類内容を確認し、適当と認めたときは、交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知する。

#### 第7 しずおか優良木材認証製品以外で製品認証を受けようとする場合

- (1) 申請者又は住宅生産者等は、しずおか優良木材認定工場の認証製品以外で製品認証を受けようとする場合は、交付申請書又はしずおか木の家証明申請書の提出時にしずおか優良木材認証審査会（以下、「審査会」という。）の指定様式により審査会へ製品認証を申請するものとする。
- (2) 申請者は実績報告時に審査会より発行されたしずおか優良木材製品出荷証明書を提出するものとする。

#### 第8 実績報告及び額の確定

- (1) 申請者は、しずおか優良木材等を使った部分の施工が完了した日から起算して10日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第11号）に別表3に掲げる書類を添付し、請求書（様式第13号）と併せて提出する。
- (2) 県森連は、前項により提出された書類内容の確認及び次に定める方法の現地確認検査を実施し、審査会に審査を委託する。審査会においてその内容が適当と認められたときは、その額を確定するとともに補助金確定通知書（様式第12号）により当該申請者に通知する。
  - ア 新築及び増改築の場合、年間の助成棟数合計の10%以上の棟数の現地確認検査を実施する。

イ リフォームの場合、必要に応じて現地確認検査を実施する。

- (3) 建売住宅の新築の場合、県森連は、第5(1)のイにより提出された交付申請書の内容を確認し、審査会に審査を委託する。審査会において内容が適当と認められたときは、県森連はその額を決定及び確定するとともに補助金決定確定通知書(様式第12号)を当該申請者に通知する。

## 第9 補助金の支払い

県森連は、第8に規定する確定通知書を通知後、申請者から提出された請求書(様式第13号)の内容を確認の上、適正と認められる場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

## 第10 辞退等

### (1) 辞退

申請者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに辞退届(様式第14号)を県森連に提出するものとする。

- ア 当該年度の3月8日までにしずおか優良木材等を使った部分の施工が完了できないことが明らかとなった場合
- イ 交付要件を満たさないことが明らかとなった場合
- ウ その他の理由により、補助金を辞退する場合

### (2) 交付決定の取り消し

県森連は、次のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、様式第15号により申請者あて通知するものとする。

- ア 前項に定める辞退届の提出が合った場合
- イ 当該年度の3月15日までに補助金実績報告書の提出がない場合
- ウ 交付要件を満たさないことが明らかとなった場合

### 附 則

この要領は、平成27年度事業から適用する。

### 附 則

この要領は、通知の日から施行し、平成27年度事業から適用する。

### 附 則

この要領は、通知の日から施行し、平成28年度事業から適用する。

### 附 則

この要領は、平成30年度事業から適用する。

### 附 則

この要領は、平成31年度事業から適用する。

<別表1>

交付要件

交付区分 条件	新築・増改築・リフォーム
対象等	<p>&lt;新築・増改築&gt; 自ら居住するために、静岡県内において木造住宅を取得する施主</p> <p>&lt;リフォーム&gt; 自らが居住する静岡県内の住宅のリフォームを行う場合 (店舗付き住宅等の併用住宅の場合は、住宅部分を対象とする)</p>
しずおか優良 木材等の使用量	<p>&lt;新築・増改築&gt; 木材使用量のうち、しずおか優良木材等を50%以上使用</p> <p>&lt;リフォーム&gt; 仕上材にしずおか優良木材等を10㎡以上使用 ※使用面積に県産材使用割合を乗じた面積</p>
施工期間	しずおか優良木材等を使った部分の施工完了が補助金交付決定を受けた年度の3月8日まで
施工業者	県内に事業所又は営業所を有する建設業者等
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付対象となる住宅を新築・増改築又はリフォームする設計者又は施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること</li> <li>・ 申請者は建設現場を見学会等普及PRの場に提供し、また、県産材住宅アンケート調査に協力すること。</li> <li>・ JAS製品及びJIS製品にあつては、静岡県産材証明制度により管理された原木であること。なお、原木は合法性が証明されたものであること。</li> </ul>

<別表2>

■ 建売住宅で助成を受けようとする場合に施工者が提出する書類

	提出時期	書類名
建売住宅の新築	しずおか木の家 証明申請 (上棟2週間前) ※製品認証の必要な場合は1ヶ月前	<p>①しずおか木の家証明申請書(様式第1号)</p> <p>②しずおか優良木材製品認証申請書(様式第7号)※</p> <p>③しずおか優良木材製品品質管理票(様式第8号)※</p> <p style="text-align: right;">※製品認証が必要な場合</p> <p>④木びろい表(様式第16号)</p> <p>⑤現地案内図</p> <p>⑥各階平面図(写)</p> <p>⑦建築確認済証(写)又は建築工事届出書(写)</p>
	施工完了届 (施工完了後 10日以内)	<p>①施工完了届(様式第2号)</p> <p>②しずおか優良木材製品出荷証明書(様式第10号)</p> <p>③県産材販売管理票(写)</p> <p>④写真:施工途中でしずおか優良木材等が確認できるもの及びしずおか優良木材等を使った部分の施工完了時のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しずおか優良木材の場合はs-woodシールとのぼり旗は入れること。</li> <li>・ JAS・JIS製品の場合はJAS・JISマークを入れること。</li> </ul>

<別表3>

■施主が補助金の交付申請をする場合に提出する書類

	提出時期	書類名
注文住宅の新築・増改築	補助金交付申請 (上棟2週間前) ※製品認証の必要な場合は1ヶ月前	①補助金交付申請書(様式第4号) ②しずおか優良木材製品認証申請書(様式第7号)※ ③しずおか優良木材製品品質管理票(様式第8号)※ ※製品認証が必要な場合 ④木びろい表(様式第16号) ⑤現地案内図 ⑥各階平面図(写) ⑦建築確認済証(写)又は建築工事届出書(写) なお、建築基準法第6条第2項にあたる場合は、⑦を省略することができる。
	補助金実績報告 (施工完了後10日以内) ※3月15日までに提出	①補助金実績報告書(様式第11号) ②しずおか優良木材製品出荷証明書(様式第10号) ③県産材販売管理票(写) ④写真:施工途中でしずおか優良木材等が確認できるもの及びしずおか優良木材等を使った部分の施工完了時のもの ・しずおか優良木材の場合はs-woodシールとのぼり旗は入れること。 ・JAS・JIS製品の場合はJAS・JISマークを入れること。 ⑤請求書(様式第13号)
建売住宅の新築	補助金交付申請 (売買契約締結後1ヵ月以内)	①補助金交付申請書(様式第5号) ②しずおか木の家証明書(写)(様式第3号) ③売買契約書(写) ④写真(しずおか木の家全景) ⑤請求書(様式第13号)
リフォーム	補助金交付申請 (工事着手2週間前まで) ※製品認証の必要な場合は1ヶ月前	①補助金交付申請書(様式第6号) ②しずおか優良木材製品認証申請書(様式第7号)※ ③しずおか優良木材製品品質管理票(様式第8号)※ ※製品認証が必要な場合 ④木びろい表(県産材使用面積計算表)(様式第17号) ⑤現地案内図 ⑥しずおか優良木材等の使用面積の根拠となる図面(平面図など) ⑦工事請負契約書等(写)
	補助金実績報告 (施工完了後10日以内) ※3月15日までに提出	①補助金実績報告書(様式第11号) ②しずおか優良木材製品出荷証明書(様式第10号) ③県産材販売管理票(写) ④写真:施工途中でしずおか優良木材等が確認できるもの及びしずおか優良木材等を使った部分の施工完了時のもの ・しずおか優良木材の場合はs-woodシールとのぼり旗は入れること。 ・JAS・JIS製品の場合はJAS・JISマークを入れること。 ⑤請求書(様式第13号) ⑥領収書の写し等(工事の内訳が具体的に記載されているもの)

様式第1号（建売住宅）

しずおか木の家証明申請書

年 月 日

静岡県森林組合連合会長 様

建売住宅について「しずおか木の家」の証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

(建設業者) 申請者	住 所	〒			
	ふりがな			④	
	名 称				
	電 話 番 号			F A X	
住宅の概要	建設場所			構造 延床面積	造 階 m <sup>2</sup>
	上棟予定日	年 月 日	しずおか優良木材等 使用部分施工完了予定日	年 月 日	※上棟日と同じ場合は記入不用
しずおか優良木材等	しずおか優良木材	m <sup>3</sup> [a]	県 産 材 J A S ・ J I S 製品	m <sup>3</sup> [b]	
	木材の総使用量	(延床面積 m <sup>2</sup> ) × 0.2m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> = ( m <sup>3</sup> ) [c]			
	使用割合	(a + b) / c × 100 = ( % )			※50%以上であること
設 計 者	住 所	〒			
	名 称			しずおか木の家 推進事業者 名簿番号	
	電 話 番 号				
施 工 者	住 所	〒			
	名 称			しずおか木の家 推進事業者 名簿番号	
	電 話 番 号				
しずおか 優良木材認定 工場名	工場名				
	工場名				
	工場名				
施工者の 製品購入先	県産材証明 ※必ず該当すること	<input type="checkbox"/> 県産材取扱業者が県産材販売管理票を発行することによる証明			
	合法性証明 ※①～③のうち、必ず 1つは該当すること	<input type="checkbox"/> ①森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明 (注1)			
		<input type="checkbox"/> ②森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明 (注2)			
		<input type="checkbox"/> ③個別企業等の独自の取組による証明 (注3)			
添 付 書 類	・木びろい表（様式第16号） ・現地案内図 ・各階平面図（写） ・建築確認済証（写）又は建築工事届出書（写） ※製品認証の場合は別途書類が必要となります。				

注1）製品購入先の業者が、FSCやSGECのCoC認証を取得している場合

注2）製品購入先の業者が、静岡県木材協同組合連合会等が運用する制度により認定されている場合

注3）製品購入先の業者が、合法性の証明に係る行動規範を作成し、①又は②の方法によらず、独自の取組により証明する場合

施 工 完 了 届

年 月 日

静岡県森林組合連合会長 様

申請者 住 所

氏 名

⑩

このことについて、次のとおりしずおか優良木材等を使った部分の施工が完了したので届け出ます。

建 設 場 所	
構 造 延 床 面 積	造 階、 m <sup>2</sup>
しずおか優良木材等使用部分 施 工 完 了 日	年 月 日
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li>・しずおか優良木材製品出荷証明書（様式第10号）</li><li>・県産材販売管理票（写）</li><li>・写真（施工途中でしずおか優良木材等が確認できるもの及びしずおか優良木材等を使った部分の施工完了時のもの）<ul style="list-style-type: none"><li>① しずおか優良木材の場合はs-woodシールとのぼり旗は入れること。</li><li>② JAS・JIS製品の場合はJAS・JISマークを入れること。</li></ul></li></ul>

しずおか木の家証明書

年 月 日

申請者 様

静岡県森林組合連合会長 印

下記の住宅は、しずおか優良木材等を50%以上使用していることを証明します。

記

建設場所	
建物概要	造 階建、延床面積 m <sup>2</sup>
しずおか優良木材等使用量	m <sup>3</sup>
証明番号	第 一 号

※ 住んでよし しずおか木の家推進事業の申込をする場合は、補助金交付申請書に本書（写）を添付してください。



補助金交付申請書

年 月 日

静岡県森林組合連合会長 様

下記の住宅について、住んでよし しずおか木の家推進事業の補助を利用したいので、次のとおり申請します。

交付区分	新築・増改築		交付申請額	円
申請者	現住所	〒		
	フリガナ			印
	氏名			
	電話番号			
住宅の概要	建設場所	構延床面積	造階 m <sup>2</sup>	
	上棟予定日	年 月 日		
	しずおか優良木材等使用部分 施工完了予定日	年 月 日 ※期限：翌年3月8日であること ※上棟日と同じ場合は記入不用		
しずおか優良木材等	しずおか優良木材	m <sup>3</sup> [a]	県産材 JAS・JIS製品	m <sup>3</sup> [b]
	木材の総使用量	(延床面積 m <sup>2</sup> ) × 0.2m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> = ( m <sup>3</sup> ) [c]		
	使用割合	(a+b) / c × 100 = ( % ) ※50%以上であること		
設計者	住所	〒		
	名称			しずおか木の家 推進事業者 名簿番号
	電話番号			
施工者	住所	〒		
	名称			しずおか木の家 推進事業者 名簿番号
	電話番号			
しずおか優良木材 認定工場名				
施工者の 製品購入先	県産材証明 ※必ず該当すること	<input type="checkbox"/> 県産材取扱業者が県産材販売管理票を発行することによる証明		
	合法性証明 ※①～③のうち、必ず 1つは該当すること	<input type="checkbox"/> ①森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明 (注1)		
		<input type="checkbox"/> ②森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明 (注2)		
		<input type="checkbox"/> ③個別企業等の独自の取組による証明 (注3)		
添付書類	・木びろい表(様式第16号) ・現地案内図 ・各階平面図(写) ・建築確認済証(写)又は建築工事届出書(写) ※製品認証の場合は、別途書類が必要となります。			

【参考：しずおか優良木材等使用量にかかる助成額】

	しずおか優良木材等使用材積			
	2～10 m <sup>3</sup> 未満	10～15 m <sup>3</sup> 未満	15～20 m <sup>3</sup> 未満	20 m <sup>3</sup> 以上
単価	6万円	13万円	21万円	30万円

注1) 製品購入先の業者が、FSCやSGECのCoC認証を取得している場合

注2) 製品購入先の業者が、静岡県木材協同組合連合会等が運用する制度により認定されている場合

注3) 製品購入先の業者が、合法性の証明に係る行動規範を作成し、①又は②の方法によらず、独自の取組により証明する場合



補助金交付申請書

年 月 日

静岡県森林組合連合会長 様

下記の住宅について、住んでよし しずおか木の家推進事業の補助を利用したいので、次のとおり申請します。

交付区分	建 売		交付 申請額	円	
申 請 者	現 住 所	〒			
	ふ り が な 氏 名				印
	電 話 番 号		F A X		
住 宅 の 概 要	建 設 場 所		構 造 延床面積	造	階 m <sup>2</sup>
	契 約 日	年 月 日			
添 付 書 類	・しずおか木の家証明書 (写) (様式第3号) ・売買契約書 (写) ・写真 ・請求書 (様式第13号)				

補助金交付申請書

年 月 日

静岡県森林組合連合会長 様

下記の住宅について、住んでよし しずおか木の家推進事業の補助を利用したいので、次のとおり申請します。

交付区分		リフォーム	交付申請額	円
申請者	現住所	〒		
	ふりがな			㊞
	氏名			
	電話番号			
住宅の概要	住宅の所在地			
	工事着手予定日			
	しずおか優良木材等使用部分 施工完了予定日			
しずおか優良木材等 使用面積		m <sup>2</sup>	※木びろい表の使用面積合計の 数値を記載すること ※10 m <sup>2</sup> 以上であること	
補助対象工事概要				
設計者	住所	〒		
	名称		しずおか木の家 推進事業者 名簿番号	
	電話番号			
施工者	住所	〒		
	名称		しずおか木の家 推進事業者 名簿番号	
	電話番号			
しずおか優良木材 認定工場名				
施工者の 製品購入先	県産材証明 ※必ず該当すること	<input type="checkbox"/> 県産材取扱業者が県産材販売管理票を発行することによる証明		
		<input type="checkbox"/> ①森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明 (注1)		
	合法性証明 ※①～③のうち、必ず 1つは該当すること	<input type="checkbox"/> ②森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明 (注2)		
		<input type="checkbox"/> ③個別企業等の独自の取組による証明 (注3)		
添付書類		・木びろい表 (県産材使用面積計算表) (様式第 17 号) ・現地案内図 ・しずおか優良木材等の使用面積の根拠となる図面 ・工事請負契約書等 (写) ※製品認証の場合は、別途書類が必要となります。		

【参考：しずおか優良木材等使用量にかかる助成額】

単価	しずおか優良木材等使用面積	
	10～20 m <sup>2</sup> 未満	20 m <sup>2</sup> 以上
	3 万円	7 万円

注 1) 製品購入先の業者が、FSC や SGEC の CoC 認証を取得している場合

注 2) 製品購入先の業者が、静岡県木材協同組合連合会等が運用する制度により認定されている場合

注 3) 製品購入先の業者が、合法性の証明に係る行動規範を作成し、①又は②の方法によらず、独自の取組により証明する場合

補助金交付決定通知書

年 月 日

申請者 様

静岡県森林組合連合会長 印

年 月 日付けで申請のあった住んでよし しずおか木の家推進事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

つきましては、しずおか優良木材等を使った部分の施工完了後、下記により補助金実績報告の手続きをしてください。

記

1. 補助金の額は次のとおりとします。

交付決定番号	号	補助金交付決定額	円
交付区分	新築・増改築・リフォーム	上棟(工事完了)予定日	年 月 日

2. 補助金実績報告の手続き

次の書類を期限までに郵送（又は直接持参）により提出してください。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>補助金実績報告書（様式第11号）</li><li>しずおか優良木材製品出荷証明書（様式第10号）</li><li>県産材販売管理票（副）の写し</li><li>写真（施工途中でしずおか優良木材等が確認できるもの及びしずおか優良木材等を使った部分の施工完了時のもの）<ul style="list-style-type: none"><li>① しずおか優良木材の場合はs-woodシールとのぼり旗は入れること。</li><li>② JAS・JIS製品の場合はJAS・JISマークを入れること。</li></ul></li><li>請求書（様式第13号）</li></ul>
提出期限	しずおか優良木材等使用部分施工完了から起算して10日を経過した日又は 年 3月 15日のいずれか早い日まで
提出先	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階 静岡県森林組合連合会
問合せ	（電話）054-253-0195（土日曜・祝祭日は休業）

注）本補助金の交付決定は、当該住宅の性能を担保するものではありません。

なお、この決定は補助金交付を確約したものではありません。

補助金額は完了実績報告書の審査後に通知する補助金交付額確定通知により確定します。

補助金実績報告書

年 月 日

静岡県森林組合連合会長 様

年 月 日付け交付決定番号 号で交付決定された住んでよし  
しずおか木の家推進事業補助金について、次のとおり実績報告します。

申請者	住 所	〒		
	ふ り が な			印
	氏 名			
	電 話 番 号			
交付区分	新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ リ フ ォ ー ム	交付 決定額	円	
上 棟 日 (工 事 完 了 日)	年 月 日 ※リフォームは工事完了日			
しずおか優良木材等 使用部分施工完了日	年 月 日 ※上棟日と同じ場合は記入不用			
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ しずおか優良木材製品出荷証明書 (様式第10号)</li> <li>・ 県産材販売管理票 (写)</li> <li>・ 写真 (施工途中でしずおか優良木材等が確認できるもの及びしずおか優良木材等を使った部分の施工完了時のもの)             <ul style="list-style-type: none"> <li>①しずおか優良木材の場合は s-wood シールとのぼり旗は入れること。</li> <li>②JAS・JIS 製品の場合は JAS・JIS マークを入れること。</li> </ul> </li> <li>・ 請求書 (様式第 13 号)</li> <li>・ 領収書 (リフォームの場合のみ)</li> </ul>			

補助金交付(決定)確定通知書

年 月 日

申請者 様

静岡県森林組合連合会長 印

年 月 日付けで提出された住んでよし しずおか木の家推進事業補助金実績報告書(交付申請書)について、次のとおり(決定)確定します。

1. 補助金の(決定)確定内容

交付区分	新築・増改築・建売 ・リフォーム	補助金 確定額	円
------	---------------------	------------	---

2. 交付決定番号

交付決定番号	号
--------	---

注) 本補助金の交付は、当該住宅の性能を担保するものではありません。

請 求 書

提出日 年 月 日

静岡県森林組合連合会長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

年度住んでよし しずおか木の家推進事業費補助金について、以下のとおり請求します。

但し、補助金交付確定日をもって請求日としますので、一時保管していただき、請求日に受理してください。

1 請求金額 円

2 振込口座

口 座 振 替 先	銀行・信用金庫 労働金庫・農協		本・支店		
	種 別	普通 ・ 当座 ・ 別段 ・ 貯蓄			
	口 座 番 号				
	口 座 名 義 人 (カタカナ)				

(注) 口座振替先は、本人名義に限ります。



辞 退 届

年 月 日

静岡県森林組合連合会長 様

申請者 住 所

氏 名

⑩

住んでよし しずおか木の家推進事業の補助金について、下記の理由により辞退します。

記

1 理 由

※ 辞退届を提出する必要がある場合は次のとおりです。

- ① 当該年度の3月8日までにしずおか優良木材等を使った部分の施工が完了できないことが明らかとなった場合
- ② 交付要件を満たさないことが明らかとなった場合
- ③ その他の理由により、補助金を辞退する場合

様

静岡県森林組合連合会長 印

住んでよし しずおか木の家推進事業について（通知）

先に申請のあった住んでよし しずおか木の家推進事業の補助金について、下記の理由により**不採択**となったので通知します。

記

不採択理由	
	補助金交付申請の書類審査による (内容： )
	補助金実績報告の書類審査による (内容： )
	その他による (内容： )

[ 木 び ろ い 表 ]

	名称	樹種	長さ (m)	断面寸法 (cm)		単材積 (m <sup>3</sup> )	しずおか優良木材等	
				縦 × 横			本 (枚) 数	総材積 (m <sup>3</sup> )
構造用製材								
造作用製材 (内装材等)								
合 計								

様式第 17 号 (リフォーム)

[ 木 び ろ い 表 (県産材使用面積計算表) ]

	箇 所	部 材	樹 種	しずおか優良 木材等使用面 積 (㎡) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">a</span>	使用割合 (%) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">b</span>	使用面積 (補正) (㎡) $a \times b / 100$
仕 上 げ 材						
			合	計		

